

家族信託専門士・コーディネーター フォロー研修

第27回

公開：2024年6月

本研修のスケジュール

開始 終了			内容	担当
13:30	13:40	0:10	オリエンテーション	事務局
13:40	14:50	1:10	Ⅰ：公益信託抜本改革～その内容と活用～ 家族信託提案の幅が益々広がる「公益信託法」とはどのようなものか？ 質疑応答	公財) 公益法人協会 会長 太田 達男 様
14:50	15:00	0:10	休憩	
15:00	15:40	0:40	Ⅱ：令和6年1月10日の登記先例（法務省民事局二課長回答）の 詳細解説 家族信託の実務から見た令和6年1月10日登記先例	司法書士 渋谷 陽一郎 様
15:40	16:10	0:30	Ⅲ：「おひとり様」からの相談を受ける際の留意点と、受任実務	代表理事・司法書士 宮田 浩志
16:10	16:30	0:20	全体質疑応答	

I : 公益信託抜本改革

～その内容と活用～



会長理事 太田 達男 様

太田 達男先生

《ご略歴》

昭和7 年9 月生まれ。

京都大学法学部卒業後、三井信託銀行入社、同社信託部長、クレディスイス信託銀行代表取締役、富士信託銀行専務取締役を経て、

平成12 年4月 財団法人公益法人協会理事長、
平成27 年6 月 公益財団法人公益法人協会会長、現在にいたる。

外に

公財) 非営利組織評価センター、公社) 成年後見センター・リーガルサポート、
公社) 日本フィランソロピー協会、公財) 渋沢栄一記念財団等の役員を兼務。

著書

「信託業務読本」(近代セールス社、1991)

「市民社会セクターの可能性：110 年ぶりの大改革の成果と課題(共著)」
(関西学院大学出版会、2015 年) など。

公益信託の今までの歩み

法律制定前	・信託会社と名乗る会社が1921年には488社も活動 ・取締法規の必要性 臨時法制審議会での検討始まる ・政府原案では公益信託の条文なし、江木衷委員「公益信託を欠いた信託法はあり得ない」と強力に主張
信託法・信託業法公布	・1922年公布、公益信託は最後の8条文で規定 ・しかし、1977年迄1件の事例もなし(冬眠状態)
実用化時代	・1973年公益法人協会「公益信託の実用化」研究委員会設置、英米視察を経て報告書作成、信託協会、経団連と各界に要望活動 ・1977年第1号の2件が設定(各省庁、都道府県が設定許可・監督規則を逐次制定)
公益法人制度抜本改革	・2000年前後より胎動、2008年12月新制度施行 ・2006年信託法大改正時に、公益信託は単独法として分離、実質的変更なし ・公法協、前後して公益信託の抜本改革を視野に3度にわたる研究、要望活動(2002年トラスト60助成研究、2007年総務省委託研究、2012年自主研究)
公益信託法 抜本改正に向けて政府案 審議	・公法協2013年4大臣5省庁宛要望書提出、各界への提言活動 ・2015年法務省法制審議会の事前討議として商事法務研究会での検討、同年12月に報告書提出 ・法制審議会審議、26回の審議を経て2019年2月法務大臣宛答申書提出
新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議（以下同会議）	・2022年4月同会議発足、公益法人制度の見直しに加えて公益信託制度の抜本改正を審議、その最終報告（2023年6月2日）に基づき、公益法人の事業変更認定手続や公益信託の受託者要件の見直しを行うことを含む「経済財政運営と改革の基本方針2023」が閣議決定（2023年6月13日）された。その後同会議フォローアップ会合において2024年通常国会へのそれぞれの法案提出が明らかになった

2023年現在

信託目的	件数	信託財産残高
奨学金	1 2 5	2 1, 5 9 2
自然科学助成	6 1	6, 9 0 2
教育振興	4 9	1, 6 2 7
国際協力・交流促進	2 7	2, 8 7 4
社会福祉	2 9	2, 8 1 8
芸術文化振興	1 8	4, 4 8 6
都市環境整備・保全	2 7	7, 3 0 3
自然環境の保全	1 6	3, 9 5 3
人文科学研究助成	1 2	8 1 5
文化財保護。・活用	2	9 7
動植物保護・繁殖	1	7 1
緑化推進	0	0
その他	1 8	2, 9 3 2
合計	3 8 5	5 5, 4 7 6

累計の助成件数と金額

助成件数	2 3 5, 2 4 2
助成金額	9 9, 6 8 8百万円

*第1号1977年

主務官庁別件数

国	1 2 0
都道府県	2 6 5

金額単位:百万円
出所:信託協会資料

直近5年間の新規設定公益信託

単位:百万円
出所:信託協会資料

名称	設定年	信託目的	委託者	金額
島田宗衛・令子記念育英基金	2022	東京都大田区・千葉県千葉市を中心とする東京都および千葉県内の高等学校に在籍する、学業優秀、品行方正でありながら経済的に恵まれない生徒に対して奨学金を給付する	個人	100
山内順子奨学基金	2022	愛媛県内の中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校に在学し、学業・人物ともに優秀でありながら経済的事情により修学困難な状況にあるものに対して奨学育英事業を行い、もって地域社会のために貢献し得る有用な人材の育成に寄与することを目的とする	個人	50
商船三井モーリシャス自然環境回復 保全・国際協力基	2021	モーリシャス沖のタンカー座礁事故被害の影響を受けたモーリシャス共和国の自然環境回復、保全に貢献する支援を行い、かつその活動がモーリシャス国民の健康的な生活及び持続可能な経済発展に資すること	法人	100
産業保健研究奨励基金	2021	産業保健分野における優れた活躍により、担当集団における産業保健活動の向上への寄与が大きいと認められる、もしくは今後産業保健活動への寄与が期待される若手産業保健専門家を表彰して褒賞金を送り、若手産業保健専門家の育成に資すること	法人	500
宮田幸比古記念ALS研究助成基金	2021	筋萎縮性側索硬化症（ALS）の早急な根治療法の確立を希求し、ALS研究者の研究活動を援助すべく基礎及び臨床研究に対して助成を行い、もって学術の振興と人類の福祉の向上に寄与すること。	個人	100
康本徳守記念結節性硬化症関連神経難病研究基金	2019	結節性硬化症および関連する脳・神経系の難病に関する基礎及び臨床研究に対して助成を行い、もって学術の振興と人類の福祉の向上に寄与すること。	法人	300
化学研究者育成WC 奨学基金	2019	国内大学院理学研究科で化学参考大学生に対する奨学金	個人	50
山寄竹司郎学業支援基金	2019	静岡県全日制・定時制高校生向け給付型奨学金	個人	100
久保峯由・ツユコ育英基金	2018	徳島県高校進学者向け給付型奨学金	個人	300

現行公益信託の法・税制の枠組み

信託法

公益信託法

公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令

公益信託の引受け許可審査基準等について（1994年9月）
（公益法人等監督事務連絡会議決定）

公益信託の引受け及び監督に関する規則(条例)
（各省庁・都道府県）

+

（各税法）

所得税法

法人税法

租税特別措置法

相続税法

贈与税法

消費税法

公益信託制度の概要（現行・公益信託改正法案比較）

法＝公益信託法 決定＝公益信託の引受け許可審査基準等に関する閣議決定
 税＝所得税、法人税等 則＝各省庁規則

	現行制度	改正案
効力発生要件 認可官庁	主務官庁の許可（法）	・民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて特定の行政庁の認可 ・国の行政庁及び都道府県知事
信託の方法	特に制限なし	契約、遺言（自己信託は排除）
公益事業の定義	積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするもので共益、共済事業特定個人の支援を排除（決定）	公益認定法別表と同一
受託者	・適切な管理運営をなし得る能力を有する者で、社会的な信用を有し、かつ、知識及び経験が豊富（決定） ・受託者が信託銀行であること（税）	・公益信託事務の適正な処理をするのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者（個人・法人） ・欠格事由の定め
信託管理人	・任意（法） ・必置、信託の目的に照らして、ふさわしい学識、経験及び信用を有するものであること。原則として個人（決定） ・必置（決定、税）	・必置、公益信託事務の適正な処理の監督をするに必要な能力を有する者（個人・法人） ・欠格事由の定め
委託者の権限	特段の法令規定はないが、公益信託法が受益者の定めのある信託の委託者の権限を否定していないので、改正案と同様に解釈できる	受益者の定めのある信託の委託者が有する権限と同一、ただし、信託行為により制限可能

公益信託制度の概要（現行・公益信託改正法案比較）

法＝公益信託法 決定＝公益信託の引受け許可審査基準等に関する閣議決定
 税＝所得税、法人税等 則＝各省庁規則

	現行制度	改正案
信託目的事業	・授益行為の内容は、原則として、助成金、奨学金、奨励金、寄付金等の支給若しくは物品の配布のような資金又は物品の給付であること（決定） ・信託目的に関し相当と認められる11の公益目的事業に限定しその業績が持続できることにつき主務大臣の認定を受けたもの（税）	公益目的事業のみを目的とするもの
信託財産	・運用によって生ずる収入により、その目的事業の遂行できる見込みであること。ただし、信託財産の取崩しを内容とする公益信託にあっては、信託財産により、その目的の達成に必要な目的事業が存続期間を通して遂行できる見込みであること。 ・価値の不安定な財産、客観的な評価が困難な財産又は過大な負担付財産が、上記の財産の中の相当部分を占めていないこと（決定） ・信託財産として受け入れる資産は、金銭に限られるものであること ・信託財産の運用は、次に掲げる方法に限られるものであること 1.預金又は貯金 2.国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託の受益証券 3.貸付信託の受益証券の取得 4.合同運用信託の信託（税）	・金銭に限定しない ・当初信託財産、その後の運用収益、追加拠出による増加により目的事業が存続期間を通して遂行できる見込みであること。 ・他の団体の意思決定に関与することができる株式等は含まれないこと。ただし実質的支配の恐れのない場合は許容する。

公益信託制度の概要（現行・公益信託改正法案比較）

法＝公益信託法 決定＝公益信託の引受け許可審査基準等に関する閣議決定
 税＝所得税、法人税等 則＝各省庁規則

	現行制度	改正案
受託者等への報酬	報酬については、信託行為に明確に定めるものとし、その額は信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えないものであること（決定） ・受託者、信託管理人及び運営委員会に対してその信託財産から支払われる報酬の額は、その任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないものであること（税）	受託者・信託管理人の報酬は経理の状況その他の事情を勘案して不当に高額にならないよう基準が定められていること
収支相償規制	特段の規定はない	・収入が事業の実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれること ・遊休財産額が当該事業年度における公益信託事務の遂行に要した費用の額を基礎として主務省令で定めた額を超えないこと ・費用のうち、当該公益信託の運営に必要な経常的経費の額が適正な割合となると見込まれること 寄附金利息、その他主務省令で定める収入以外の収入がない公益信託には上記3規制は適用されない
遊休財産規制	特段の規定はない	
公益目的事業比率	特段の規定はない	
監督	主務官庁の監督に服す（法） 立入検査（則）	報告要請、立入検査勧告、命令、認可取消し（公益法人と同じ）

公益信託制度の概要（現行・公益信託改正法案比較）

法＝公益信託法 決定＝公益信託の引受け許可審査基準等に関する閣議決定
 税＝所得税、法人税等 則＝各省庁規則

	現行制度	改正案
運営委員会	・適正な運営を確保するため必置（決定） ・必置（決定、税） ・信託財産の処分に関する意見（税）	・任意設置の機関
受託者の辞・解・選任	・辞任 已むお得不い事由主務官庁許可 ・解任 任務違反等の場合主務官庁権限 ・選任 主務官庁の職権行使（法）	・辞任 委託者及び信託管理人の合意（同意が得られない場合等）裁判所許可 ・解任 正当な理由がある場合、委託者及び信託管理人の合意、（重大な信託違反ある場合）委託者又は信託管理人の申立てにより裁判所解任） ・選任 委託者及び信託管理人合意 行政庁認可がなければ効力を生じない
信託管理人の辞・解・選任	・辞任 已むお得不い事由主務官庁許可 ・解任 任務違反等の場合主務官庁権限 ・選任 主務官庁の職権行使（法）	・辞任 委託者及び他の信託管理人（複数の場合）の同意、已むお得不い事由がある場合裁判所の許可 ・解任 正当な理由ある場合、委託者及び他の信託管理人の合意、任務違反の場合委託者受託者他の信託管理人申立てによる裁判所解任 ・選任 信託行為の別段の定め、ない時は委託者及び他の信託管理人の合意行政庁認可がなければ効力を生じない、

公益信託制度の概要（現行・公益信託改正法案比較）

法＝公益信託法 決定＝公益信託の引受け許可審査基準等に関する閣議決定
税＝所得税、法人税等 則＝各省庁規則

	現行制度	改正案
信託行為（目的を除く）の変更	委託者・受託者・信託管理人の合意に加え主務官庁の許可（法）	・委託者、受託者、信託管理人の合意に加えて行政庁の認可（軽微な変更は行政庁宛届出） ・裁判所は予見できなかった事情に理、委託者、受託者、又は信託管理人の申立てにより変更を命ずることができる
目的の変更	委託者・受託者・信託管理人の合意に加え主務官庁の許可（法）	・委託者・受託者・信託管理人の合意に加え行政庁の認可

現行公益信託に係る税制

- ・ 利子配当所得非課税
- ・ 個人：寄附金控除有
- ・ 法人：別枠損金
- ・ 相続税：課税価格不算入
- ・ 委託者死亡時：相続財産を零として計算(非課税)

【認定特定公益信託の要件】

特定公益信託のうち次の一つ以上を目的とするもので、助成金等の金銭交付をするものに限る。ただし、③、⑪、⑫は物品等の交付も含むものと解される

①科学技術②人文科学③学校教育④学生・生徒への学資⑤芸術の普及向上⑥文化財保存・活用⑦途上国経済協力⑧野生動植物の保護繁殖業務を公的機関から委託を受けているもの⑨自然環境の保全・活用⑩国土緑化事業⑪社会福祉⑫幼保連携型認定こども園

- ・ 利子配当所得非課税
- ・ 個人：寄附金控除なし
- ・ 法人：一般寄附金として損金
- ・ 相続税：課税価格算入
- ・ 死亡時：相続財産を零として計算(非課税)

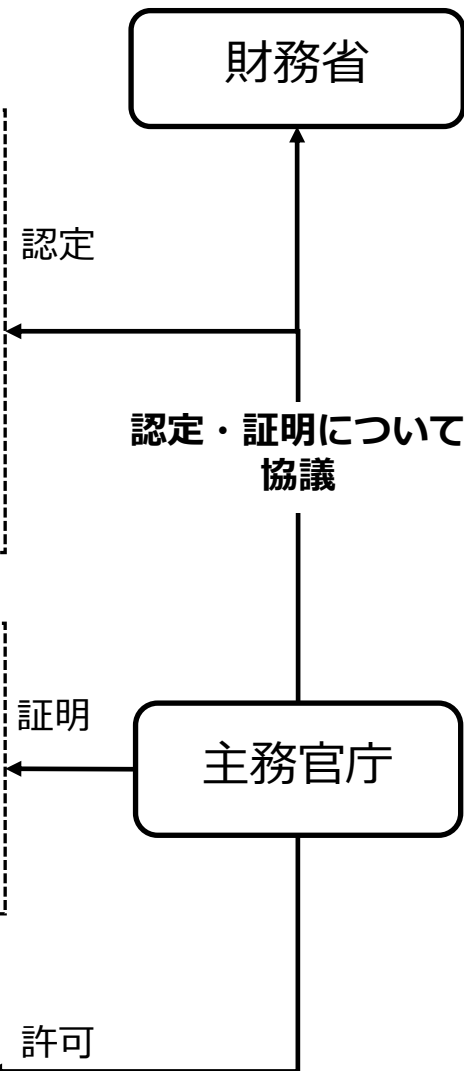
【特定公益信託の要件】

受託者が信託会社・銀行で①終了時の公益帰属②合意終了不可③当初信託財産は金銭④運用は預貯金国債等⑤信託管理人必置⑥信託財産処分について学識経験者の関与⑦信託管理人・学識経験者への報酬制限⑧受託者報酬の制限

【一般公益信託】

(特定公益信託にあたらぬ公益信託)

- ・ 利子配当所得非課税
- ・ 個人：寄附金控除なし
- ・ 法人：一般寄附金として損金
- ・ 相続税：課税価格算入
- ・ 死亡時：相続財産として課税



(新公益信託は公益法人並みに)

三つの公益組織のガバナンス構造（プロトタイプ）

公益信託

委託者 → 受託者

権利行使＊



＊別段の定め等により委託者の
権利の極小化可能

信託管理人



公益財団法人

評議員会



理事会



うち代表理事

監事



公益社団法人

社員総会



理事会



うち代表理事

監事



新公益信託プロトタイプの補強策としての機関設計

受託者、信託管理人の能力に関する認可基準

受託者の公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するもの（新法8②）

信託管理人が受託者による公益信託事務の適正な処理のために必要な監督をするのに必要な能力を有するもの（新法8③）

補強策	活用事例
受託者の複数選任（共同受託）	事業：現場の事業団体（NPO等） 管理運用：中間支援団体、上部団体、金融機関
信託管理人の複数選任	事業：当該事業の有識者 法務・税務：士業（個人・法人）、公益法人、認定NPO etc.（個人・法人）
運営委員会（仮称）の設置	事業実施に関する諮問等機関の設置
信託事務の一部を外部専門機関に委託	募集、一次審査、財産の運用等
委託者に監視権限等を付与	委託者の権利の全部または一部を付与

質疑応答

休憩

(14 : 50~15 : 00)

Ⅱ：令和6年1月10日の登記先例 （法務省民事局二課長回答）の 詳細解説

家族信託の実務から見た令和6年1月10日登記先例

司法書士 渋谷 陽一郎 様

1. 家族信託実務において、「登記先例」を学ぶ意義

- ・ 信託の出口・変更の手続を知るため
- ・ 信託契約書を適切に起案するため
 - ⇒信託契約書は、信託登記をすることだけを目的として起案・締結するものではないが、適切な信託登記ができない信託契約書では意味がない（例えば委託者の地位移転条項の要否など）
- ・ 将来の権利が保全できるような当初の信託登記を行うため
 - ⇒信託登記のための信託目録は、後続登記の申請権の保全のため、将来、どのような登記が必要となるのかを想定して作成する
- ・ 信託終了に至るまで、関係者の関与を要するか否かを確認するため
- ・ 不必要な重課税（例えば登録免許税）を避けるため

2. 令和6年1月10日登記先例とは

照会文：信託財産を受託者の固有財産とする旨の登記の可否について（照会）

下記事例において、委託者兼受益者Aが死亡したため、受託者Bから、受益者をBとする旨のB作成の報告的登記原因証明情報が提供された上で、受益者の変更登記の申請がされるとともに、登記権利者を受託者B、登記義務者を受益者Bとする不動産登記法（平成16年法律第123号）第104条の2第2項の不動産に関する権利が信託財産に属する財産から固有財産に属する財産となった旨の登記の申請がされたところ、信託目録の記録からBが受益者とみなされることが明らかであるため、当該受益者の変更登記の申請は受理することができ、また、当該受益者の変更登記によって登記記録上の受託者及び受益者がいずれもBとなることから、信託財産を受託者の固有財産とする旨の登記の申請についても受理することができるものと考えますが、いささか疑義がありますので照会します。

併せて、信託財産を受託者の固有財産とする旨の登記申請に係る登録免許税については、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第7条第2項が適用されるところと考えますが、この点についても御教示願います。

（注）下線とマーカーは本研修会の講師によるものです

- ・信託財産は不動産のみであり、以下のとおり、登記名義人を受託者Bとする所有権の登記がされている。

委託者A

受託者B（BはAの相続人の一人である。）

受益者A

- ・信託目録に次の記録がある。

ア. 委託者Aが死亡した場合には、信託が終了する。

イ. 委託者の死亡により信託が終了した場合の清算受託者及び残余財産帰属権利者は、
信託終了時点における受託者とし、その者に給付引渡すものとする

（注）下線とマーカーは本研修会の講師によるものです

照会に対する回答

信託財産を受託者の固有財産とする旨の登記の可否について（回答）
令和5年12月22日付け……をもって照会のあった標記の件については、
貴見のとおりと考えます。

3. 事案の特徴

- ・ 信託の終了（清算）の局面
- ・ 認知症対策の家族信託における典型的事例の一つ
- ・ 信託財産が不動産
- ・ 委託者が受益者を兼ねている
- ・ 委託者の推定相続人が受託者に就任している
- ・ 委託者の死亡が、信託の終了事由とされている
- ・ 受託者が、残余財産の帰属権利者に指定されている
- ・ 委託者が死亡して、信託が終了し、信託の清算が開始された
- ・ 受託者が、帰属権利者として、信託財産を固有財産として取得
- ・ 一代限り信託であり、受益者連続型ではない（推察）

4. ポイント

- ・「受託者＝残余財産の帰属権利者」という定めは許容されるのか
- ・信託財産から固有財産への財産引継ぎは移転なのか、変更なのか
- ・信託財産から固有財産への登記の登記原因は何か
- ・その登記の申請人の適格者は誰か
- ・みなし受益者への変更登記は可能なのか
- ・みなし受益者の登記の登記原因は何か
- ・帰属権利者に対する委託者の地位の移転は可能なのか
- ・委託者の地位の移転の登記は必要なのか
- ・報告的登記原因証明情報

5. 信託財産を固有財産とする旨の変更登記

- 不動産登記法104条の2 第2項が根拠法令

不動産登記法104条の2

2 信託財産に属する不動産についてする次の表の上欄に掲げる場合における権利の変更の登記（第九十八条第三項の登記を除く。）については、同表の中欄に掲げる者を登記権利者とし、同表の下欄に掲げる者を登記義務者とする。この場合において、受益者（信託管理人がある場合にあっては、信託管理人。以下この項において同じ。）については、第二十二条本文の規定は、適用しない。

二 不動産に関する権利が信託財産に属する財産から固有財産に属する財産となった場合	受託者	受益者
--	-----	-----

- ・ 受託者が、信託財産を、自らの固有財産とする場合を想定
- ・ 移転登記ではなく、変更登記である
- ・ 受益者の登記ある者が登記義務者となる
- ・ 受託者が登記権利者となる
- ・ 登録免許税は2%が原則である
- ・ 登記原因は何か

6. 信託法31条の利益相反行為とその許容

- ・ 受託者を、残余財産の帰属権利者に指定することは、信託法31条に規定する利益相反行為に該当するのか？
- ・ 信託法31条に違反した利益相反行為の効果は何か
- ・ いつの時点で利益相反行為となるのか？ 指定時？ 終了時？ 給付時？
- ・ 許容の旨の特別な登記を要するのか？

信託法31条の抜粋

受託者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 信託財産に属する財産（当該財産に係る権利を含む。）を固有財産に帰属させ、又は固有財産に属する財産（当該財産に係る権利を含む。）を信託財産に帰属させること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる行為をすることができる。ただし、第二号に掲げる事由にあつては、同号に該当する場合でも当該行為をすることができない旨の信託行為の定めがあるときは、この限りでない。
 - 一 信託行為に当該行為をすることを許容する旨の定めがあるとき。
 - 二 受託者が当該行為について重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき。
 - 三 相続その他の包括承継により信託財産に属する財産に係る権利が固有財産に帰属したとき。
 - 四 受託者が当該行為をすることが信託の目的の達成のために合理的に必要と認められる場合であつて、受益者の利益を害しないことが明らかであるとき、又は当該行為の信託財産に与える影響、当該行為の目的及び態様、受託者の受益者との実質的な利害関係の状況その他の事情に照らして正当な理由があるとき。
- 3 受託者は、第一項各号に掲げる行為をしたときは、受益者に対し、当該行為についての重要な事実を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
- 4 第一項及び第二項の規定に違反して第一項第一号又は第二号に掲げる行為がされた場合には、これらの行為は、無効とする。

委付

- ・ 委付とは何か？
- ・ 過去における委付の解釈はどのようなものだったのか？
- ・ 担保代用型の民事信託とは何か？
- ・ 改正信託法のための不動産登記法改正時における委付の解釈はどのようなものか？

報告的登記原因証明情報

- ・ 報告的登記原因証明情報とは何か？
- ・ 登記原因証明情報の原則的形態は何か？
- ・ 報告的登記原因証明情報の作成者は誰か？
- ・ 報告的登記原因証明情報の名義関与者は誰か？
- ・ 作成者と名義関与者は同一なのか？
- ・ 受託者の単独申請の場合における登記原因証明情報
⇒単独申請とは何か←共同申請との違い？
- ・ 受託者の単独による登記原因証明情報の可否？

登記申請人（登記申請適格）

- ・ 不動産登記法104条の2第2項の登記は共同申請
⇒利益相反性あることから、権利者兼義務者である受託者による単独申請ではなく、
あえて共同申請にしている
- ・ 登記権利者＝受託者
- ・ 登記義務者＝受益者
※本事案では受益者（委託者兼受益者）が死亡している
→原則⇒受益者の相続人（相続人全員？）
→本事案⇒みなし受益者（信託法183条6項）

受益者変更の登記

- ・ 信託財産から固有財産とする変更登記申請の前提として必要
- ・ 登記義務者となれるのは登記名義人である（不登法2条13号）
- ・ 登記義務者＝登記名義人⇒受益者の登記＝登記名義人に準じる
- ・ 受益者変更の登記⇒受託者による単独申請
⇒受託者の作成した報告的登記原因証明情報の提供
- ・ 帰属権利者⇒みなし受益者（信託法183条6項）
- ・ 帰属権利者の指定の登記⇒登記された帰属権利者を、受益者とする変更登記

みなし受益者

- ・ 残余財産の帰属権利者は、信託の清算中、受益者とみなされる（信託法183条6項）
- ・ みなし受益者の登記をするには、帰属権利者の指定の登記の存在が前提となるのか？
- ・ みなし受益者の登記は、どのようにするのか？
⇒受益者の表示の方法＋登記原因
- ・ みなし受益者の登記は、不登法104条の2第2項の前提登記の場合以外でもできるのか、また、常に必要となるのか？

委託者変更の登記

- ・ 残余財産の帰属権利者に対して委託者の地位の移転を定めることは可能なのか？
- ・ 登録免許税法7条2項（2%⇒0.4%）の適用のためには、みなし受益者でも、委託者兼受益者であることが必要なのか？
- ・ 委託者の地位の相続の場合でも、委託者変更の登記が必要なのか？
- ・ 中間省略登記は許容されるのか？

登録免許税法7条2項

信託の信託財産を受託者から受益者に移す場合であって、かつ、当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である場合において、当該受益者が当該信託の効力が生じた時における委託者の相続人（当該委託者が合併により消滅した場合にあっては、当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人）であるときは、当該信託による財産権の移転の登記又は登録を相続（当該受益者が当該存続する法人又は当該設立された法人である場合にあっては、合併）による財産権の移転の登記又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。

登録免許税法7条2項の要件

要件1）信託財産を、受託者から受益者に移す場合

要件2）信託の効力が生じたときから、引き続き、委託者のみが、信託財産の元本の受益者である場合

要件3）その受益者が、その信託の効力が生じたときにおける委託者の相続人である場合

名古屋国税局回答 1

平成30年12月18日名古屋国税局回答の事案における事実関係（信託契約の内容）

- ・当初委託者兼受益者の実子が受託者である
- ・受託者が、残余財産の帰属権利者になるべき者と指定されている
- ・委託者の地位は、帰属権利者に移転するという信託行為の定めがある
- ・当初委託者兼受益者の死亡が、信託の終了事由の一つである

平成30年12月18日名古屋国税局審理課長回答に対する照会理由の要旨

- ・登録免許税法では受益者の定義がないので、信託法の定義によって判断するが、信託が終了しても信託の存続が擬制されるところ、帰属権利者はみなし受益者であり、委託者の地位も帰属権利者に移転されたので、登録免許税法7条2項の要件2を充足している

名古屋国税局回答2

事前照会者の求める見解となることの理由

登録免許税法第7条第2項（以下「本件特例」といいます。）は、「信託の信託財産を受託者から受益者に移す場合」（以下「要件1」といいます。）であって、「当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である場合」（以下「要件2」といいます。）において、「当該受益者が当該信託の効力が生じた時における委託者の相続人（……）であるとき」（以下「要件3」といいます。）と規定していることから、その適用に当たっては、各要件を満たす必要があると考えられます。

本件信託契約においては、甲の死亡により本件信託は終了し、受益者の地位及び権利は消滅します。そして、乙は、委託者の地位を取得するとともに、残余財産帰属権利者として本件信託財産を取得します。

このように、甲の死亡により本件信託は終了し、乙が残余財産帰属権利者として本件信託財産を取得するので、本件登記は上記要件1を満たさないようにも思えます。

しかしながら、登録免許税法には「受益者」の定義がないので、乙が「受益者」に当たるか否かについては、信託法の定義にて判断することとなります。

信託法では、「受益者」とは、受益権を有する者をいい、また、「受益権」とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権及びこれを確保するために信託法の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利をいう旨規定されています。

そしてまた、信託法では、信託が終了した場合においても、その清算が終了するまで信託はなお存続するものと擬制され、残余財産帰属権利者は当該清算中受益者とみなされる旨が規定されています。

すなわち、残余財産帰属権利者である乙は、本件信託の清算中、受益者とみなされますので、乙は登録免許税法の「受益者」に該当することとなります。

よって、本件登記は、本件信託の清算受託者である乙から、本件信託の受益者乙に対する所有権の移転登記であることから、上記要件1を満たすと解するのが相当です。

また、上記要件2は、本件特例の対象となる信託として、委託者のみが信託財産の元本の受益者となる信託であることをその要件としてしているところ、本件信託においては、甲が死亡するまでは、委託者甲が受益者であり、また、甲の死亡後は、甲から委託者の地位を取得した乙のみが残余財産帰属権利者（受益者）であることから、同要件についても満たしていると解するのが相当です。

そして、乙は、本件信託契約の効力が生じた時における委託者である甲の相続人であることから、上記要件3についても満たすこととなります。

以上のとおり、本件登記については、本件特例の趣旨にも反しておらず、本件特例に係る各要件を全て満たしているものと解されることから、その適用があるものと考えられます。

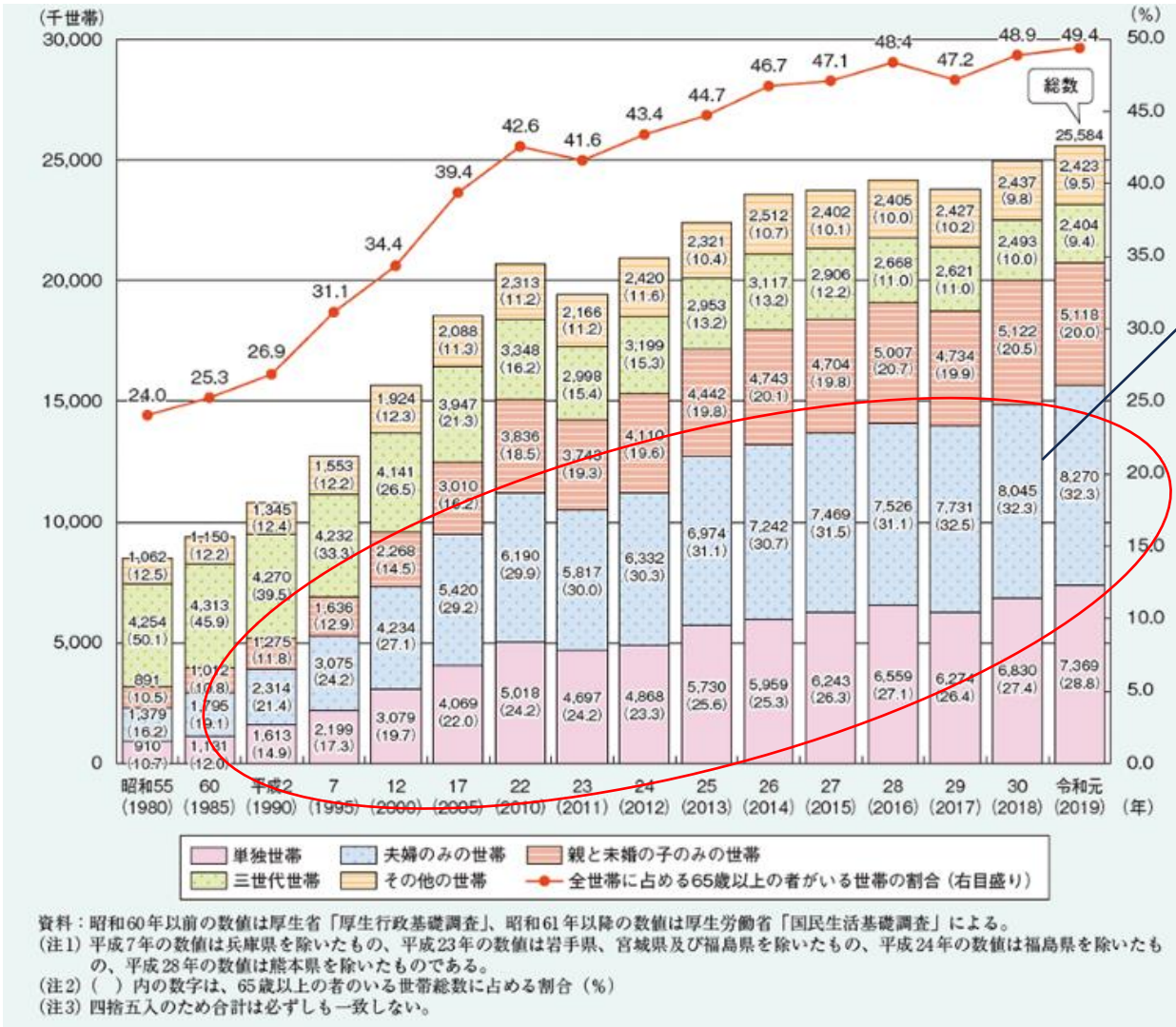
その他の論点

- ・ 委託者の地位の移転の登記の要否
- ・ 残余財産の給付＝登記原因日付は、どの時点か
- ・ 清算受託者の登記は必要なのか
- ・ 登記識別情報は発行されるのか
- ・ 登記原因証明情報の内容をどうすべきか
- ・ みなし受益者の登記は必要的登記事項なのか

Ⅲ：「おひとり様」からの相談を 受ける際の留意点と、受任実務

本協会代表理事
司法書士 宮田 浩志

独居世帯の拡大（内閣府 令和4年版高齢社会白書より）



夫婦のみの世帯は、い
ずれ独居世帯に・・・

1：『おひとりさま』の定義

岩下久美子著「おひとりさま」が嚆矢・・・経済的・精神的に独立した女性を「おひとりさま」と表現以来、「おひとりさま」の語感には、「独身女性」を指すイメージ

今回本研修で取り上げる「おひとりさま」は、前頁の「独居」ではなく、

・「日常生活で介護や看護が必要となった段階」あるいは「人生の終末期、死亡の段階、そしてその後」に、**「身寄り（信頼できる家族）がいない状態となる（ことが予測される）方」**

例

- ・独身で、かつ兄弟姉妹がいない（いても疎遠）である方
- ・兄弟姉妹や配偶者・子供はいるが、いずれとも疎遠な方
- ・兄弟姉妹がいない（いても疎遠）同士の夫婦で、かつ子供がいない方
- ・子に何らかの障がいがある等の理由で今後婚姻が難しく、かつ親類等もいない場合（障がいを持つ子がいずれ“おひとりさま”に）

いずれの場合も、

「信頼できる家族が不在」という意味では、

「生前の資産管理対策」「死亡に伴う各種手続き」の分野では、

「家族信託」は対策の中心にはなり得ない（遺産の国庫帰属対策にはなり得る）

2：『おひとりさま』により起こり得る「問題・困りごと」

状況の変化	起こり得る「問題・困りごと」
健常時	・ 転居が必要となった際に、「身元保証人」がいなければ賃貸契約ができない
運動能力が減退 運動能力が減退	・ 日常生活の一部で介助が必要となる ・ 誤った判断で契約を行ってしまう（詐欺等含む）
運動能力が大きく支障 意思判断能力が喪失	・ 日常生活全般に介助が必要 ・ 非常事態（転倒や発作など）への対処ができない ・ 資金の管理が自分でできなくなる（引出等ができない） ・ 契約行為が正常にできなくなる ・ 飼っているペットの世話ができなくなる ・ 納税や介護保険等の行政手続きができなくなる
入院・施設入所	・ 入院や施設入所が必要になった際に、「身元保証人」がいなければ受け入れて貰えない ・ 入院費用、施設費用が支払えない ・ 本人が希望しない延命治療が施される

2：『おひとりさま』により起こり得る「問題・困りごと」

状況の変化	起こり得る「問題・困りごと」
死亡時	・ 遺体の引き取りができない ・ 死亡に伴う手続き（死亡届等）を行う人がいない
死亡後	・ 葬儀や埋葬を行う人がいない ・ 遺産の引き取りができない（遺品の処分も含め） ・ 各種契約（賃貸住居、水道光熱費、携帯など）の解約手続きができない ・ 遺産が「国庫帰属」となってしまう

(15:40~16:10)

[illegible][illegible]44

4：『おひとりさま』を支える対策の受任と実務

基本的な考え方：「**全ての準備を整えて、「その時」を待つ**」

「おひとりさま」対応は、信託契約対応とは異なる心づもりが必要

①「問題が発生した際には、専門家自身の対処が必要」

- ⇒まとまった時間を要する業務が多いこと（片手間ではできない）
- ⇒長期間にわたる断続的な対応が必要となること
- ⇒曜日や時間を問わず、突然発生する事柄への対処が必要なこと

②いつ何が起こっても対応できるよう、必要な手続の準備は全て済ませておくこと

- ⇒医療機関や介護施設での手続き、行政手続き、その他契約等解約に必要な書類等は事前に準備

③費用請求のタイミングを明確、かつ、明朗に

- ⇒「契約当初の、諸手続きをまとめる段階」「契約後に断続的に発生する業務を履行する段階」
「依頼者が死亡し、最終的な手続きを完了させる段階」
- ⇒報酬の内訳と支払い時期・方法の明朗化

④依頼者の生前や死亡後に、予期せぬ縁者が出てくる可能性があること

- ⇒本人の意向の書面化、業務日誌の作成、収支報告書の作成など

 「信頼関係」が通用しないことが前提となる

4：『おひとりさま』を支える対策の受任と実務

【代表的な取り得る法的施策（総論）】

（１）見守り契約

（２）任意後見契約（公正証書が必須）

（３）遺言

（４）死後事務委任契約（公正証書がベター）

（５）尊厳死宣言

（６）家族信託契約（遺産の国庫帰属を回避）

4：『おひとりさま』を支える対策の受任と実務

(1) 見守り契約

任意後見契約が発効する前の段階で、任意後見受任者が定期的に委任者宅を訪問したり電話等で連絡をとったりすることによって、委任者の健康状態や生活状況を確認し、任意後見発効の必要性やタイミングを見極めるための施策。

«ポイント»

- ・ **自宅に独居か、既に施設に入所済みか**
⇒ 入所済みなら、施設と連携を取れば見守り契約自体は不要か
- ・ **定期的な電話連絡は委任者の方からしてもらう**
⇒ こちらから連絡しても変化（能力低下）に気付きにくい
できれば定期訪問もして、食生活・部屋の整理整頓状況などをチェック
- ・ **緊急時対応や安否確認（孤独死対策）としての見守りは別サービス**
⇒ セコム等の民間サービスの利用の検討（トイレセンサー・ポットセンサー）

4：『おひとりさま』を支える対策の受任と実務

(2) 任意後見契約

- ・ 任意後見契約は公正証書で作成しないと効力が生じない。
- ・ 契約締結後、必要性が高まった際に、家庭裁判所に申立てにより発効。

《メリット》

- ・ 推定相続人の一部が反対しても、受任者がほぼ確実に就任できる
- ・ 後見人報酬の可視化ができる（報酬はすべて任意後見契約書に基づく）

《デメリット》

- ・ 任意後見監督人報酬が必ず発生する（“後見制度支援信託”は使えない）
- ・ 任意後見人に取消権が無い（在宅の方にはリスクになり得る）

《ポイント》

任意後見契約とは別に身元保証・身元引受サービスは必要か？

- ⇒ 任意後見契約を発効すれば、身元保証人・身元引受人の立場は、任意後見人が担う
- ⇒ 任意後見契約の発効前についても、実務上、「任意後見人受任者」の立場で、賃貸アパート入居時の身元保証人や施設入所・入院時の身元引受人にはなり得る。
- ⇒ 別途、身元保証・身元引受サービスとして報酬を受領することの要否

4：『おひとりさま』を支える対策の受任と実務

(3) 遺言

㊦ 公正証書遺言

㊧ 自筆証書遺言

㊨ 自筆証書遺言保管制度（2020年～）

4：『おひとりさま』を支える対策の受任と実務

(4) 死後事務委任契約

遺言の中で指定できる事項（主に財産に関すること）以外の死亡後の事務手続きに関する事項の委任する施策（事務遂行にかかるコストは遺言執行の費用と連動）

- ① 葬儀の仕様の指定
⇒宗派・菩提寺の確認、直葬などの希望を確認
- ② 納骨・永代供養の指定
⇒墓地所在地、管理費・永代供養料の支払状況などを確認
散骨希望のケースも
- ③ 訃報の連絡先リスト
⇒敢えて葬儀後に連絡することを希望される場合も
- ④ デジタル遺品の処理
⇒SNSアカウント、PC・スマホ等の端末に保存された画像・文章、
インターネットで契約した各種サービスなどの情報やデータの処分について
⇒“デジタル終活”という概念

4：『おひとりさま』を支える対策の受任と実務

«ポイント»

相続発生前後に確実に死後事務受任者に連絡が入る仕組みをどう作るか

⇒ 特に、在宅暮らしの委任者が緊急搬送された場合の緊急連絡先としてどう受任者の存在を知らしめるか。

※ 相続発生時点で任意後見が発効しており、かつ入院・入所している場合は、比較的連絡体制は構築しやすいが・・・

«委任事務遂行時の流れ»

- ① 遺体の引き取り・保管・火葬場の予約 ⇒⇒⇒葬儀社と連携
- ② 火葬時の立会い・遺骨の引き取り・保管
- ③ 遺骨を墓地に納骨・散骨など
- ④ 訃報の連絡先リストに基づく通知
- ⑤ デジタル遺品の処理
- ⑥ 諸費用の精算 ⇒⇒⇒遺言執行事務と連動

4：『おひとりさま』を支える対策の受任と実務

(5) 尊厳死宣言

「尊厳死」は、終末期において、積極的な治療・延命措置は行わず、苦痛を和らげる緩和ケアのみを施して死を迎える状況をさす。

⇒手術同意をする家族・親族がいなければ、応急措置・延命措置をせざるを得なくなる

⇒終末期医療に関する本人の意思・希望がいざという時に伝えられるように備える必要性

⇒「尊厳死宣言公正証書」又は「リビング・ウイル※（終末期医療における事前指示書）」を常に持ち歩く？

※ 公益財団法人日本尊厳死協会のホームページ参照
(<https://songenshi-kyokai.or.jp/>)

4：『おひとりさま』を支える対策の受任と実務

参考) リビング・ウィル
公益財団法人日本尊厳死協会HPより

2022年11月改訂版

（任意記入欄）

会員番号	
登録日	

リビング・ウィル -Living Will-
-人生の最終段階における事前指示書-

この指示書は私が最後まで尊厳を保って生きるために私の希望を表明したものです。
私自身が撤回しない限り有効です。

- 私に死が迫っている場合や、意識のない状態が長く続いた場合は、死期を引き延ばすための医療措置は希望しません。
- ただし私の心や身体の不調を和らげるための緩和ケアは、医療用麻薬などの使用を含めて充分に行ってください。
- 以上の2点を私の代諾者や医療・ケアに関わる関係者は繰り返し話し合い、私の希望をかなえてください。

私の最期を支えてくださる方々に深く感謝し、その方々の行為一切の責任は私自身にあることを明記します。

必須記入項目

▼申込者

記入日	西暦	年	月	日		
氏名(自筆)	フリガナ	生年月日	西暦	年	月	日
						男・女
住 所	〒	電 話				携帯
メールアドレス						

▼署名立会人(私の意思でこのリビング・ウィルに署名したことを証明する人。適任者がいない場合は書かなくて良いです。)

名 前	私との関係
連絡先	

▼代諾者(私が意思表示できなくなった時に私の代わりに私の意思を伝える人。適任者がいない場合は書かなくて良いです。)

1. 名 前	私との関係
連絡先	
2. 名 前	私との関係
連絡先	

任意記入項目

▼かかりつけ医

医師名	医療機関名
連絡先	

▼ケアマネジャーなど

名 前	職種	所属
連絡先		

公益財団法人
日本尊厳死協会
JAPAN SOCIETY FOR DYING WITH DIGNITY

〒113-0033 東京都文京区本郷2-27-8 太陽館ビル501
公益財団法人 日本尊厳死協会 (TEL:03-3618-6563)

53

家族信託専門士・コーディネーターフォロー研修202406

Copyright (C) 一般社団法人家族信託普及協会

<MEMO>



家族信託普及協会クレド(「約束」)

私たちは、肩書や保有資格に関わらず、家族信託制度を真摯に学ぶことを通じて、お客様の相続や資産管理に関する問題を解決するプロフェッショナルたろうと考えています。

私たちが考えるプロフェッショナルとは、

- ・お客様のお話を傾聴し、その想いを正確に受け止めること
- ・分かりやすい言葉で、お客様が理解・納得できるような説明・打合せができること
- ・私たちと接して下さったお客様には、必ず安心して笑顔を持ち帰っていただくこと
- ・自分がプロとして未完成であることを率直に認め、謙虚な気持ちで学び続けること
- ・全ての出会いが「学ぶ機会」であると意識すること
- ・自分が発した言葉、書いた文章に責任を持つこと
- ・「信頼」こそが私たちの財産であり、約束は必ず守ること

ができる人であると考えており、私たちはそのための努力を怠りません。

私たちは、今日よりも明日、今年よりも来年、より質の高いサービスを提供できるようになれる自分に、誇りを持っています。

お客様が私にお話しいただいた内容は、お客様の問題解決のためだけに使用し、私自らの営業活動のためには決して使用しません。

行動指針

1. 誰に対しても丁寧に礼儀を忘れることなく傾聴し、相手の真意・想いをきちんと受け止めます
2. 難解な法律用語を避け、誰でも理解・納得できる平易な言葉を使うように心がけます
3. 委託者の想いをないがしろにし、一部の者に利益誘導するような意図のある依頼は受任しません
4. 依頼人は、委託者の家族・親族全員であることを認識し、「依頼人の課題解決」に最善を尽くします
5. 報酬基準の明示と概算見積(総費用)の事前提示を徹底し、依頼人に安心・納得いただきます
6. 虚偽の実績を誇示すること(誇大広告)、著しく安い報酬を提示すること(不当廉価)、家族信託なら「暦年贈与ができる」「節税できる」など誤解を招く謳い文句で説明すること(不当誘致)はしません
7. 違法・脱法行為を意図した依頼、またそれらの行為の手助けとなり得る依頼には一切関与しません
8. 自分の専門外の分野は、当該分野の専門職を紹介できるネットワークを構築し、チームとしてコンサルティングサービスを提供します
9. 「無知は罪悪」であることを忘れず、関連する法規及びそれらの関係税法に関する解釈・法改正・判例・通達・実務的運用について学び続け、情報収集を怠りません
10. 未完成な自分を常に自覚し、知識・コミュニケーション力・コンサルティング力の向上に取り組みます

信託設計における基本姿勢

1. 直接委託者から想いや希望を伺っているか
2. 家族全員が参加をする「家族会議」に同席することを前提に、家族の想いや希望も踏まえた施策を検討・実行することについて、委託者及びその家族全員の合意は得られているか
3. 将来リスク(資産凍結、争族、税務、家族構成・社会の変化)を考慮・説明したか
4. 家族信託以外の施策についてもメリット・デメリットを比較検討・説明したか
5. 家族信託と遺言・任意後見等の併用策について検討・説明をしたか
6. 信託の設計や信託契約書の内容について第三者の確認を得たか(セカンドオピニオンをもらったか)
7. 不測の事態が生じて、契約の変更・終了を含め対応可能な備えができているか
8. 信託契約書の各条文の内容、条文を置く意味を依頼人家族及び第三者に説明できるか
9. 依頼内容に関する総費用につき事前見積をし、納得して依頼をもらったか
10. 専門職間で共同受任する際の報酬のシェアについて、事前に明朗な取り決めをしたか
11. 「信託組成はゴールではなくスタートである」という認識の下、信託組成後の実務及び定期的なフォロー体制について、委託者・受託者及びその家族に説明をし安心してもらえたか
12. 定期的な家族会議の開催を促し、必要に応じていつでもそこに同席することを説明したか